特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2024年12月6日

中国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販計　第31号
2024年12月6日

経済産業大臣　武藤　容治　殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員　中川　賢剛

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025 年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別　紙

料金その他の供給条件の内容

１　適 用 範 囲

この電気特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気特定小売供給約款（2024 年２月６日届出。ただし、当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の電気特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適 用 期 間

（１）　適用期間は、2025 年１月の検針日から 2025 年４月の検針日の前日までといたします。

（２）　定額制供給の場合は、（１）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（１）にいう検針日は、応当日といたします。

３　燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）（４）もしくは供給約款 18（公衆街路灯）（１）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）（１）ニ、供給約款 17（臨時電灯）（１）ハ、供給約款 17（臨時電灯）（２）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（２）ロ、供給約款 20（臨時電力）（３）イ、供給約款 21（農事用電力）（２）ロ（イ）、供給約款 21（農事用電力）（３）ニ（イ）もしくは供給約款附則３（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（１）の料金または供給約款 16（従量電灯）（２）ホ、供給約款 17（臨時電灯）（３）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（３）ハ、供給約款 19（低圧電力）（５）、供給約款 20（臨時電力）（３）ロ、供給約款 21（農事用電力）（１）ハ、供給約款 21（農事用電力）（２）ロ（ロ）もしくは供給約款 21（農事用電力）（３）ニ（ロ）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

４　料　　金

２（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）（４）もしくは供給約款 18（公衆街路灯）（１）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）（１）ニ、供給約款 17（臨時電灯）（１）ハ、供給約款 17（臨時電灯）（２）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（２）ロ、供給約款 20（臨時電力）（３）イ、供給約款 21（農事用電力）（２）ロ（イ）、供給約款 21（農事用電力）（３）ニ（イ）もしくは供給約款附則３（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（１）の料金または供給約款 16（従量電灯）（２）ホ、供給約款

17（臨時電灯）（３）ロ、供給約款 18（公衆街路灯）（３）ハ、供給約款 19（低圧電力）（５）、供給約款 20（臨時電力）（３）ロ、供給約款 21（農事用電力）（１）ハ、供給約款 21（農事用電力）（２）ロ(ロ)もしくは供給約款 21（農事用電力）（３）ニ(ロ)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１（２）ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）１（３）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１（２）ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）１（３）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

５　そ　の　他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別　　表（燃料費調整）

１　燃料費調整額の算定

（１）　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0406

β＝0.0992

γ＝1.1994

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２）　燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

（イ）　本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80{,}300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

ｂ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ 120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}300\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

ｃ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120{,}500\text{円} - 80{,}300\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ）　各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

ａ　各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、ｂの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2024年９月１日から 2024年11月30日までの期間	2025年１月の検針日から 2025年２月の検針日の前日までの期間
2024年10月１日から 2024年12月31日までの期間	2025年２月の検針日から 2025年３月の検針日の前日までの期間
2024年11月１日から 2025年１月31日までの期間	2025年３月の検針日から 2025年４月の検針日の前日までの期間

ｂ　定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、ａに準ずるものといたします。この場合、ａにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、ａにいう検針日は、応当日といたします。

ロ　２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価　＝　基準燃料費調整単価
＋　(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

燃料費調整単価　＝　(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

（ハ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価　＝　(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
－　基準燃料費調整単価

（ニ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価　＝　基準燃料費調整単価
－　(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

（ホ）　特別措置の燃料費調整単価

ａ　定額制供給の場合

（ａ）　定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

		2025年１月の検針日から2025年３月の検針日の前日までの期間	2025年３月の検針日から2025年４月の検針日の前日までの期間
電灯	10ワットまでの１灯につき	9円71銭	5円05銭
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	19円42銭	10円10銭
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	38円84銭	20円20銭
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	58円26銭	30円30銭
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	97円10銭	50円49銭
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	48円55銭	25円25銭
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	29円00銭	15円08銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	58円01銭	30円16銭
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	29円00銭	15円08銭

（ｂ） 臨時電灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

	2025年１月の検針日から2025年３月の検針日の前日までの期間	2025年３月の検針日から2025年４月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	78銭	41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円57銭	81銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円57銭	81銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	15円65銭	8円14銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	15円65銭	8円14銭

（ｃ） 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年１月の検針日から 2025 年３月の検針日の前日までの期間	2025年３月の検針日から 2025 年４月の検針日の前日までの期間
契約電力１キロワット１日につき	16 円 45 銭	8 円 55 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	8 円 23 銭	4 円 28 銭

（ｄ） 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年１月の検針日から 2025 年３月の検針日の前日までの期間	2025年３月の検針日から 2025 年４月の検針日の前日までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	4 円 11 銭	2 円 14 銭
契約電力１キロワットの場合１日につき	8 円 22 銭	4 円 28 銭
契約電力２キロワットの場合１日につき	16 円 45 銭	8 円 55 銭
契約電力３キロワットの場合１日につき	24 円 67 銭	12 円 83 銭
契約電力４キロワットの場合１日につき	32 円 89 銭	17 円 10 銭
契約電力５キロワットの場合１日につき	41 円 11 銭	21 円 38 銭

（ｅ） 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年１月の検針日から 2025 年３月の検針日の前日までの期間	2025年３月の検針日から 2025 年４月の検針日の前日までの期間
契約電力１キロワット１日につき	29 円 61 銭	15 円 39 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合１日につき	14 円 81 銭	7 円 70 銭

ｂ 従量制供給の場合

（ａ） 従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂおよび農事用電灯（従量電灯Ａの料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2025年１月の検針日から 2025 年３月の検針日の前日までの期間	2025年３月の検針日から 2025 年４月の検針日の前日までの期間
最低料金	１契約につき最初の 15 キロワット時まで	37 円 50 銭	19 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	2 円 50 銭	1 円 30 銭

（ｂ） （ａ）以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年１月の検針日から 2025 年３月の検針日の前日までの期間	2025年３月の検針日から 2025 年４月の検針日の前日までの期間
１キロワット時につき	2 円 50 銭	1 円 30 銭

（３） 燃料費調整額

イ　定額制供給の場合

（イ） 定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯

燃料費調整額は、（２）によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

（ロ） 臨時電灯Ａ、臨時電力、農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）および農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

燃料費調整額は、（２）によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ　従量制供給の場合

燃料費調整額は、その１月の使用電力量に（２)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂまたは農事用電灯（従量電灯Ａの料金を 10 パーセント割増しして適用する場合に限ります。）のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、１契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

２　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

（１） 定額制供給の場合

イ　定額電灯、公衆街路灯Ａおよび農事用電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	82 銭 5 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	4 円 92 銭 6 厘

	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

ロ　臨時電灯Ａ

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

ハ　臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円39銭7厘

ニ　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	４キロワット	５キロワット
１日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

ホ　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	2円51銭5厘

（２）　従量制供給の場合

イ　従量電灯Ａ、臨時電灯Ｂ、公衆街路灯Ｂおよび農事用電灯（従量電灯Ａの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	１契約につき最初の 15 キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	21銭2厘

ロ　イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘

3　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

１　特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

２　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

１　特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

添付書類１

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 6 年 11 月 22 日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 7 年 2 月分から令和 7 年 3 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.5 円（消費税等相当額を含む）を、令和 7 年 4 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.3 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以　上

２　特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

添付書類２

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合（税込）

		2025年2月分～3月分	2025年4月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円　50銭	1円　30銭

○定額制供給の場合（税込）

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh（※１）	2025年2月分～3月分（※２）	2025年4月分（※２）
				(c)	(a)×(c)	(b)×(c)
定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯	電灯	10Wまで	1灯	3.884	9円　71銭	5円　05銭
		20Wまで	〃	7.768	19円　42銭	10円　10銭
		40Wまで	〃	15.536	38円　84銭	20円　20銭
		60Wまで	〃	23.304	58円　26銭	30円　30銭
		100Wまで	〃	38.840	97円　10銭	50円　49銭
		100W超過50Wまでごとに	〃	19.420	48円　55銭	25円　25銭
	小型機器	50VAまでの機器	1機器	11.601	29円　00銭	15円　08銭
		100VAまでの機器	〃	23.202	58円　01銭	30円　16銭
		100VA超過50VAまでごとに	〃	11.601	29円　00銭	15円　08銭
臨時電灯A		50VAまで1日につき	1契約	0.313	78銭	41銭
		100VAまで1日につき	〃	0.626	1円　57銭	81銭
		100VA超過500VAまで100VAまでごとに1日につき	〃	0.626	1円　57銭	81銭
		500VA超過1kVAまで1日につき	〃	6.260	15円　65銭	8円　14銭
		1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき	〃	6.260	15円　65銭	8円　14銭
臨時電力		1kW1日につき	1契約	6.579	16円　45銭	8円　55銭
		0.5kWの場合1日につき	〃	－	（※３）8円　23銭	（※３）4円　28銭
農事用電力B（脱穀調整需要）		0.5kW1日につき	1契約	1.6445	4円　11銭	2円　14銭
		1kW1日につき	〃	3.289	8円　22銭	4円　28銭
		2kW1日につき	〃	6.578	16円　45銭	8円　55銭
		3kW1日につき	〃	9.867	24円　67銭	12円　83銭
		4kW1日につき	〃	13.156	32円　89銭	17円　10銭
		5kW1日につき	〃	16.445	41円　11銭	21円　38銭
農事用電力C		1kW1日につき	1契約	11.842	29円　61銭	15円　39銭

（育苗・栽培需要）	0.5kW の場合 1 日につき	〃	－	（※３）14 円　81 銭	（※３）7 円　70 銭
従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B、および農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセント割増しして適用する場合）の最低料金部分	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	37 円　50 銭	19 円　50 銭

※１　みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※２　小数点以下第３位で四捨五入して算定した。

※３　１kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第３位で四捨五入して算定した。